

違法伐採対策に関する福島県木材協同組合連合会行動規範

福島県木材協同組合連合会
制定 平成18年5月24日

平成17年7月英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することにした。

これらを踏まえ、福島県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）は、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

1 県木連は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（日本政府の取組への支持）

2 県木連は、日本政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性の証明された木材、木材製品の普及の促進）

3 県木連は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の促進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、県木連の会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

5 県木連は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びN G O等との連携を図る。

（情報の公開）

6 県木連は、本行動規範に基づく取組み状況の概要を公表する。